

令和3年（2021年）1月

保護者 様

伊丹市教育委員会事務局
保 健 体 育 課 長

緊急事態宣言の発令に伴う出席停止の扱いについて

保護者の皆様におかれましては、平素より本市の教育活動にご理解ご協力をいただき、厚く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に対応した出席停止の扱いについては、これまで、「学校の新しい生活様式」に基づく出席停止の扱いについて」等にてお示ししてきたところですが、令和3年1月13日、兵庫県に再度、緊急事態宣言が発令されました。

そこで、本市では、感染拡大防止の観点から、兵庫県に緊急事態宣言が発令されている期間における出席停止の扱いを、一部追加することといたしました。

つきましては、本趣旨をご理解いただくとともに、1月16日以降については下記の基準に基づき、ご対応くださいますようお願いいたします。

また、「健康観察表」を「緊急事態宣言用」に変更いたしますので、内容をご確認いただくとともに、引き続き、お子様の毎朝の検温及び健康観察を実施くださいますようお願いいたします。

記

＜出席停止扱いとするもの＞

① 園児児童生徒が感染した場合

※ 出席停止の期間は「治癒するまで」とします

② 園児児童生徒が濃厚接触者に特定された場合

※ 出席停止の期間は「感染者と最後に接触した日の翌日から14日間」とします

③ 園児児童生徒が検査（PCR・抗原）を受診した場合

※ 出席停止の期間は「陰性であることが確認されるまで」とします

④ 園児児童生徒に発熱や風邪症状等がある場合

※ 出席停止の期間は「症状が改善するまで」とします

⑤ 同居者が濃厚接触者に特定された場合、又は検査（PCR・抗原）を受診した場合

※ 出席停止の期間は「同居者が陰性であることが確認されるまで」とします

⑥ 同居者に発熱や風邪症状等がある場合

※ 出席停止の期間は「症状が改善するまで」とします

※ 園児児童生徒の登校園後に、上記⑤⑥を把握した場合は、その時点で下校（待機）することとします（きょうだい含む）ので、在籍する学校園にご連絡ください